

神戸市看護大学図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市看護大学学則第4条第2項の規定に基づき、神戸市看護大学図書館（以下「図書館」という。）について必要な事項を定める。

(業務)

第2条 図書館は、図書館資料を収集、整理、保存し、閲覧その他の利用に供するとともに、必要な学術情報を提供することをその業務とする。

(館長)

第3条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）を置く。

2 館長は、図書館に関する事務を掌理する。

3 館長の選考については、別に定める。

(図書館運営委員会)

第4条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、図書館運営委員会を置く。

2 図書館運営委員会に関する規程は、別に定める。

(利用)

第5条 図書館の利用に関する規程は、別に定める。

(受贈・受託資料)

第6条 図書館は、図書館資料の寄託を受けることができる。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。